

令和3年9月

指定給水装置工事事業者 各位

佐賀西部広域水道企業団

一次側工事における有資格者配置の猶予期間延長について（通知）

当企業団の水道事業運営につきましては、日ごろから深いご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、一次側工事を施工する場合において、令和4年度から工種及び管種に応じて有資格者の配置を義務付けることと定め、資格者を有しない指定工事事業者には早期の検定受検及び技能者証の取得をお願いしてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度中の受検、受講が困難な状況であることから、有資格者配置の猶予期間を更に1年間延長し、令和5年度から義務付けることとします。

なお、今後の検定等の開催も流動的なことが予想されますので、各自にて各認定団体のHP等をご確認いただき、早期に有資格者を配置されますようお願いいたします。

問い合わせ先 佐賀西部広域水道企業団

営業課 給水係

TEL 0952-68-2225

## 一次側工事における有資格者の配置について

一次側工事を施工する場合は、工種・管種に応じて有資格者の配置を義務付けます。  
また、企業団発注の配水管布設工事に付随する給水管工事もこれに該当しますので、一次側工事を希望し資格者を有していない指定工事事業者は、早期の資格取得をお願いします。具体的には、下記及び別表1の資格となります。

※各種資格は、1事業者に最低1人の配置で構いません。

※1件の工事に対して1人以上の有資格者を配置してください。給水装置工事申込みの際に、資格証の写しの提出を求めます。(事前に企業団が行う資格者の登録を行えば、申込みごとの提出は不要です。)

※令和5年3月31日までは経過措置として当該資格は求めず、過去の管内での工事の実績等を条件とします。(詳細は、本庁及び営業所の給水係にお尋ねください。)

※企業団発注配水管布設工事においても、分岐及び布設工事に各種資格が必要です。

※分岐工事に必要な資格例

### 1. 配水管が铸铁管の場合

給水装置工事配管技能者証(全国標準検定 A、B)・・・(公財)給水工事技術振興財団

### 2. 配水管が配水用ポリエチレン管の場合

給水装置工事配管技能者証(ポリエチレン管検定)・・・(公財)給水工事技術振興財団

配水用ポリエチレン管・接手 施工技術講習会受講証(サドル分水栓)

・・・配水用ポリエチレンパイプシステム協会

### 3. 上記以外の管の場合

給水装置工事配管技能者証(種類不問・旧検定含む)・・・(公財)給水工事技術振興財団

工種	細目	管種	資格	認定する団体
分岐工事 (穿孔あり)	サドル分水栓	铸铁管	給水装置工事配管技能者証（全国標準検定A、B） 給水装置工事配管技能者講習会修了者証 <sup>※1</sup> 給水装置工事配管技能検定合格者証 <sup>※1</sup> 給水装置工事配管技能者認定証 <sup>※2</sup>	（公財）給水工事技術振興財団（現検定） 〃（H23年度までの旧検定） 〃（H28年度までの旧検定） 財団及び認定協議会が認めた事業体の資格
		配水用ポリエチレン管	給水装置工事配管技能者証（ポリエチレン管検定） 配水用ポリエチレン管・接手 施工技術講習会受講証（サドル分水栓）	（公財）給水工事技術振興財団 配水用ポリエチレンパイプシステム協会
		VP等その他	給水装置工事配管技能者証（種類不問・旧検定含む）	（公財）給水工事技術振興財団
	不断水分岐		専門業者（メーカー代理店） メーカーが開催する不断水工法講習会修了者	各メーカー 各メーカー
給水管布設工事 (穿孔なし)	50mm未満	二層ポリエチレン管 ライニング鋼管等 (50mmも含む)	給水装置工事配管技能者証（種類不問・旧検定含む） 配管技能士（1級、2級、3級） <sup>※3</sup> 公共職業能力開発施設の配管科の課程の修了者 <sup>※4</sup> 職業訓練校の配管科の課程の修了者 <sup>※5</sup>	（公財）給水工事技術振興財団 国又は地方公共団体 国又は地方公共団体 都道府県知事
		50mm以上	铸铁管（耐震継手） 配水管技能者証（耐震継手）	（公社）日本水道協会
		配水用ポリエチレン管	配水用ポリエチレン管・接手 施工技術講習会受講証 配水用ポリエチレン管施工講習会受講者証	配水用ポリエチレンパイプシステム協会 各メーカー

※1 現検定の旧修了者証、旧合格者証であるため、現在の検定終了技能者と同等に扱う。

※2 財団及び認定協議会が認めた事業体の資格であるため、現在の検定終了技能者と同等に扱う。（認定事業体は別紙参照。）

※3 職業能力開発促進法第44条に規定される配管技能士

※4 職業能力開発促進法第16条に規定される国又は地方公共団体が設置する公共職業能力開発施設

※5 職業能力開発促進法第24条に規定される都道府県知事の認定を受けた職業訓練校

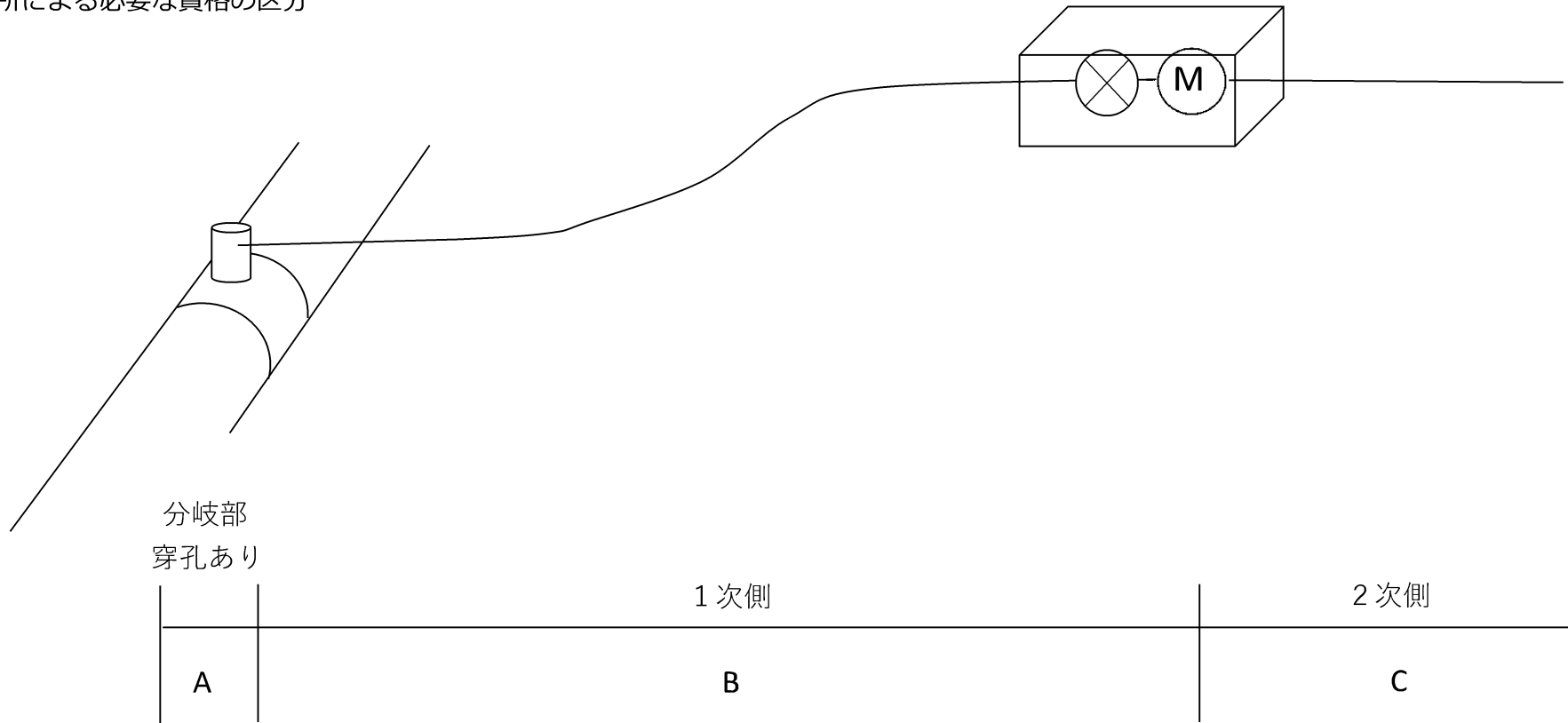
※公共職業能力開発施設の種類 国：職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校  
都道府県：職業能力開発校、職業能力開発短期大学校等  
市町村：職業能力開発校

※給水装置配管技能者証の種類 ◎全国標準検定A、B…铸铁管からの分岐 ◎ポリエチレン管検定…配水用ポリエチレン管からの分岐

※配水用ポリエチレン管の講習会について、（公財）給水工事技術振興財団及び配水用ポリエチレンパイプシステム協会はEF接合、サドル分水栓、メカニカル継手の3種類の講習を行うが、パイプ各メーカーの講習はEF接合のみ行う。

※企業が発注する配水管布設工事においても、铸铁管・配水用ポリエチレン管の布設及び給水管の布設に際して、上記の各資格が必要となる。

施工箇所による必要な資格の区分



<p>A : 給水装置工事配管技能者証 (全国標準検定A、B及び旧検定) 給水装置工事配管技能者証 (ポリエチレン管検定) 配水用ポリエチレン管・接手 施工技術講習会受講証 (サドル分水栓) メーカーが開催する不断水工法講習会修了者 (不断水分岐)</p>	<p>C : 指定給水装置工事事業者</p>	
<p>B : 給水装置工事配管技能者証 (種類不問・旧検定) 50mm未満 配管技能士 (1級、2級、3級) 公共職業能力開発施設の配管科の課程の修了者 職業訓練校の配管科の課程の修了者</p>	<p>B : 配水管技能者証 (耐震接手) 50mm以上</p>	<p>給水装置工事配管技能者証 (ポリエチレン管検定) 配水用ポリエチレン管・接手 施工技術講習会受講証 配水用ポリエチレン管施工講習会受講者証 (各メーカー)</p>

例① 鋳鉄管からサドル分水栓の分岐を行い、二層ポリ管及びビニルライニング鋼管で給水管を布設する場合  
A：給水装置工事配管技能者証（全国標準検定A、B及び旧検定）  
B：給水装置工事配管技能者証（全国標準検定A及び旧検定） 配管技能士（1級、2級、3級）  
公共職業能力開発施設の配管科の課程の修了者 職業訓練校の配管科の課程の修了者  
のうちいずれか

例② 配水用ポリエチレン管からサドル分水栓の分岐を行い、二層ポリ管及びビニルライニング鋼管で給水管を布設する場合  
A：給水装置工事配管技能者証（ポリエチレン管検定）  
配水用ポリエチレン管・接手 施工技術講習会受講証（サドル分水栓） のうちいずれか  
B：例①と同様

例③ HIVP管からサドル分水栓の分岐を行い、二層ポリ管の給水管を布設する場合  
A：給水装置工事配管技能者証（全国標準検定A、B及び旧検定）  
B：例①と同様

例④ 鋳鉄管から不断水での分岐を行い、鋳鉄管(GX管)の給水管を布設する場合  
A：メーカーが開催する不断水工法講習会修了者（不断水分岐）・専門業者  
B：配水管技能者証（耐震接手）

例⑤ 鋳鉄管から不断水での分岐を行い、配水用ポリエチレン管の給水管を布設する場合  
A：メーカーが開催する不断水工法講習会修了者（不断水分岐）・専門業者  
B：給水装置工事配管技能者証（ポリエチレン管検定）  
配水用ポリエチレン管・接手 施工技術講習会受講証  
配水用ポリエチレン管施工講習会受講者証（各メーカー） のうちいずれか